

後見支援預金

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

1. 商品名	・ 後見支援預金 ・ 決済用後見支援預金
2. 販売対象	・ 個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方
3. 期間	・ 期間の定めはありません ただし、家庭裁判所の判断、または成年被後見人の死亡によって終了します
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 家庭裁判所の「指示書」による預入 ・ 1円以上(0円の口座開設可) ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設店舗で成年後見人が管理する口座に振り替えます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>■ 後見支援預金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 毎年2月と8月の第3土曜日の翌日に元金に組み入れます ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 <p>■ 決済用後見支援預金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利息はつきません
7. 税金	<p>■ 後見支援預金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります <p>■ 決済用後見支援預金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利息がつかないので税金はかかりません
8. 手数料	・ _____
9. 付加できる特約事項	・ 個人で適格の方はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	・ _____
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧ください または窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示書に基づかない振込入金はできません ・ 定期性預金はできません ・ 後見支援預金は預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます詳しくは窓口にお問い合わせください) ・ 決済用後見支援預金は預金保険制度の付保対象預金で全額保護されます ・ キャッシュカードは発行いたしません ・ 各種公共料金等の口座振替は家庭裁判所の承諾が必要です